

仮譲渡契約書

【個人情報取扱いについて】

※犯罪防止活動のために、関係諸機関及び警察に情報を開示する場合がございます。

私、元親 NPO 法人ねこけんは、里親予定者、〇〇 〇〇様に

本日 2014 年 8 月 日

譲渡予定猫（仮名） ねっこけんちゃん

（ 齢 ） 約 3 ヶ月

（種類） MIX

（性別） オス

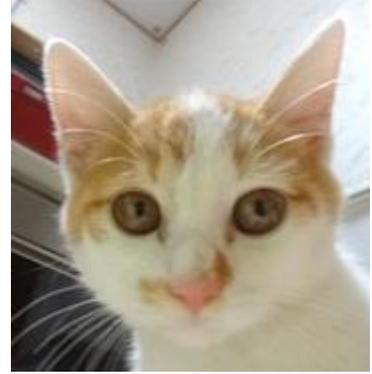
（毛色） 茶白

（しっぽ） 短くて茶色

を里親適性試験期間中、仮譲渡いたします。

里親適性試験期間は両者合意のもと、20XX 年 XX 月 XX 日～20XX 年 XX 月 XX 日

記



1. 里親適性試験期間について

本日より両者合意のもと開始した里親適性試験期間は、里親予定者が里親として相応しいか、譲渡予定猫にとって飼育環境が適するかを元親が判断する「里親適性試験期間(以下お試し期間)」となります。お試し期間中、譲渡予定猫は完全に室内で飼育するものとし、ベランダに出すことも禁止します。また正式譲渡後においても、完全室内飼育は誠実に遵守されなければなりません。

2. 所有権について

- 本日の譲渡予定猫の譲渡は「仮譲渡」となり、お試し期間中は「仮譲渡(借り受け)期間」となりますので、譲渡予定猫の所有権は元親にあり、譲渡予定猫の所有権の譲渡は正式譲渡契約をもって行います。
- お試し期間中、里親予定者はいかなる理由においても、元親の譲渡予定猫返還要求に応じなくてはなりません。
- 譲渡予定猫を第三者に譲渡する権利は、里親予定者にはありません。

3. 譲渡予定猫の返還について

- 本仮譲渡契約書記載内容に対する違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽(経済面・住宅面・健康面等)、または本仮譲渡契約記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更の際に元親への住所変更通知を故意に怠った場合は、その時点で譲渡予定猫は元親に返還することとします。
- お試し期間中里親予定者は、家族および先住動物と譲渡予定猫との相性に不安を感じた場合、その他里親予定者の自己都合により譲渡予定猫の元親への返還を希望する場合は、譲渡予定猫は元親に返還することができ、元親はこれを拒めないものとします。その場合、交通費など返還にかかる費用はすべて里親予定者負担とします。
- 試験期間終了後、元親の審査により譲渡不成立となることがあります。その場合、譲渡予定猫の返還にかかる費用は双方等分負担とします。
- 正式譲渡後であっても、譲渡時の約束を里親が守っていないと元親が判断した場合は、元親は譲渡猫の返還を請求することができ、里親はそれに応じなくてはなりません。
- 同じく正式譲渡後であっても、里親が動物の飼育者として不適格だと思われた場合、あるいは元親と里親との信頼関係が損なわれた場合には、里親は元親の譲渡猫返還請求に応じなくてはなりません。その場合、譲渡猫の返還にかかる費用はすべて里親負担とします。

4. 飼育放棄(飼えなくなる事)について

- 里親予定者は、お試し期間中、いかなる理由(飼養放棄例：結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、譲渡猫の問題行動や疾患など)をもってしても、譲渡予定猫の飼育放棄は出来ません。万一譲渡予定猫を飼育できないと感じる事態が起こった場合は、必ず元親に報告する義務を負います。これは正式譲渡後においても同様とします。
- やむなき事情で譲渡予定猫の飼育が困難になった場合、里親予定者は速やかに譲渡予定猫を元親に返さなければなりません。
- また、正式譲渡後においても譲渡猫の飼育が困難になった場合は、里親は猫を捨てたり行政処分を持ち込んだりせず、速やかに元親に飼育放棄の意志を伝達し、譲渡猫とその所有権を元親に返還しなければなりません。その場合、次の里親への譲渡成立までにかかる費用は、里親が全て負担するものとします

5. 近況報告及び面会請求について

- お試し期間中および正式譲渡契約後も、里親予定者は元親からの譲渡予定猫または譲渡猫の写真請求や面会請求に、随時応じなくてはなりません。
- お試し期間中、最初の1週間は毎日、2週目以降は毎週1回、日々の体重を記載した、写真付きの近況報告をしなければなりません。
- これにより飼育状況につき改善要求が出された場合には、里親予定者は誠意を持って対応し、譲渡猫の飼育にふさ

